

教安第566号
令和3年7月12日

各市町村教育委員会
学校安全主管課長 様

千葉県教育庁教育振興部
学校安全保健課長
(公印省略)

海での遊泳自粛に係る周知について（依頼）

日頃から学校安全の推進について御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このことについて、令和3年7月9日付け観企第264号により、千葉県商工労働部観光企画課長から、別添写しのとおり依頼がありました。

つきましては、ライフセーバー等の監視員のいない海での遊泳による水難事故の発生を防ぐため、貴管下の学校に対し、下記事項について周知をするとともに、各学校において、別紙「千葉県からのおしらせ（小学生用）」「千葉県からのお知らせ（中高生用）」（令和3年7月）を活用していただき、水難事故防止に関する安全教育に努めていただきますよう、ご指導をお願いいたします。

記

- ・今年度は、県内及び近県の神奈川県、茨城県における一部の海水浴場が開設されていません。
- ・監視員やライフセーバーのいない海での遊泳は、非常に危険であることから遊泳はやめましょう。

また、観光庁から観光に関するお知らせが出ておりますので併せて周知をお願いいたします。

○観光庁

旅行者向け「新しい旅エチケット」について

～観光関連事業者により、旅行者視点での感染防止のための留意点がまとめられました～

https://www.mlit.go.jp/kankocho/news08_000332.html

担当
千葉県教育庁教育振興部
学校安全保健課 安全室
指導主事 田中 福太郎
TEL 043-223-4091

教 安 第 5 6 6 号

令 和 3 年 7 月 1 2 日

各教育事務所長 様

教育振興部学校安全保健課長

海での遊泳自粛に係る周知について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり、貴域内の市町村教育委員会学校安全
主管課長宛てに依頼しましたので、御了知願います。

担当

教育振興部学校安全保健課

安全室 指導主事 田中 福太郎

TEL 043-223-4091



教安第566号
令和3年7月12日

各市町村教育委員会
学校安全主管課長 様

千葉県教育庁教育振興部
学校安全保健課長
(公印省略)

海での遊泳自粛に係る周知について（依頼）

日頃から学校安全の推進について御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このことについて、令和3年7月9日付け観企第264号により、千葉県商工労働部観光企画課長から、別添写しのとおり依頼がありました。

つきましては、ライフセーバー等の監視員のいない海での遊泳による水難事故の発生を防ぐため、貴管下の学校に対し、下記事項について周知をするとともに、各学校において、別紙「千葉県からのおしらせ（小学生用）」「千葉県からのおしらせ（中高生用）」（令和3年7月）を活用していただき、水難事故防止に関する安全教育に努めていただきますよう、ご指導をお願いいたします。

記

- ・今年度は、県内及び近県の神奈川県、茨城県における一部の海水浴場が開設されていません。
- ・監視員やライフセーバーのいない海での遊泳は、非常に危険であることから遊泳はやめましょう。

また、観光庁から観光に関するお知らせが出ておりますので併せて周知をお願いいたします。

○観光庁

旅行者向け「新しい旅エチケット」について

～観光関連事業者により、旅行者視点での感染防止のための留意点がまとめられました～

https://www.mlit.go.jp/kankocho/news08_000332.html

担当
千葉県教育庁教育振興部
学校安全保健課 安全室
指導主事 田中 福太郎
TEL 043-223-4091

教 安 第 5 6 6 号
令和 3 年 7 月 1 2 日

各県立学校長 様

教育振興部学校安全保健課長

海での遊泳自粛に係る周知について（依頼）

このことについて、令和3年7月9日付け観企第264号により、千葉県商工労働部観光企画課長から、別添写しのとおり依頼がありました。

ついては、ライフセーバー等の監視員のいない海での遊泳による水難事故の発生を防ぐため、貴校の教職員及び生徒に対し、下記事項について周知するとともに、別紙「千葉県からのおしらせ（小学生用）」「千葉県からのお知らせ（中高生用）」（令和2年7月）を活用し、水難事故防止に関する安全教育に努めてください。

記

- ・今年度は、県内及び近県の神奈川県、茨城県における一部の海水浴場が開設されていません。
- ・監視員やライフセーバーのいない海での遊泳は、非常に危険であることから遊泳はやめましょう。

また、観光庁から観光に係るお知らせが出ておりますので併せて周知をお願いいたします。

○観光庁

旅行者向け「新しい旅エチケット」について

～観光関連事業者により、旅行者視点での感染防止のための留意点がまとめられました～

https://www.mlit.go.jp/kankocho/news08_000332.html

担当
教育振興部学校安全保健課
安全室 指導主事 田中 福太郎
TEL 043-223-4091



観企第264号
令和3年7月9日

関係各課長 様

商工労働部観光企画課長
(公印省略)

海での遊泳自粛に係る周知について (依頼)

このことについて、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、県内の一部の海水浴場が開設されないことが決まりました。ライフセーバー等の監視員のいない海での遊泳による水難事故の発生が危惧されることから、令和3年夏期観光安全対策本部の取組の一つとして、児童・生徒への注意喚起を行うことといたしました。

つきましては、貴所属が所管する市町村教育委員会及び学校において、下記事項について周知していただくようお願いいたします。

記

- ・今年度は、県内及び近県の神奈川県、茨城県における一部の海水浴場が開設されていません。
- ・監視員やライフセーバーのいない海での遊泳は、非常に危険であることから遊泳はやめましょう。

また、観光庁から観光に関するお知らせが出ておりますので併せて周知をお願いいたします。

○観光庁

旅行者向け「新しい旅のエチケット」について

～観光関連事業者により、旅行者視点での感染防止のための留意点がまとめられました～

https://www.mlit.go.jp/kankocho/news08_000332.html



千葉県商工労働部観光企画課

観光企画室〔担当：藤井〕

TEL：043-223-2415

FAX：043-225-7345

E-mail：kanko-k@mz.pref.chiba.lg.jp

ちばけん 千葉県からのお知らせ

令和3年7月作成

ことし なつ かいすいよくじょう ひら ちいき
今年の夏は、海水浴場が開いていない地域があります。

うみ きゅう ふか み め
海には、急な深みなど、見た目ではわからないたくさん
のきけんがあります。

かんしいん およ
監視員や、ライフセーバーがいない海で泳ぐことは、
とてもあぶないので、やめましょう。

あそ い まえ せんせい
海に遊びに行く前には、先生や
まわりの大人に確認しましょう。

ここから
確認



あぶないよ！
泳がないでね！



千葉県からのお知らせ

令和3年7月作成

夏は、海や川などに出かける機会が多くなる季節ですが今年も、海水浴場が開設されていない地域があります。

海には、急な深みや離岸流りがんりゅう（岸から沖への強い流れ）など見た目では分からない多くの危険があります。

監視員や、ライフセーバーがいない海での遊泳は、大変危険ですので、やめましょう。

海水浴場の開設状況は、市町村のホームページなどで確認しましょう。

ここから
確認



**危ないよ！
泳がないでね！**

